

社会福祉法人 千利世会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千利世会（以下「本法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事という。

2 本規程でいう外部理事とは、本法人が運営する施設の職員を兼務する以外の理事をいう。

3 報酬は、本法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長、理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬から所得税（復興特別所得税を含む）を控除した額と実費弁償費を、それぞれ支払うことができる。但し、監事会に出席し、かつ同一に開催された理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会に出席したときは、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に係わる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

(監事会の出席報酬等)

第4条 理事長、監事が監事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬額から所得税（復興特別所得税を含む）を控除した額と実費弁償費を、それぞれ支払うことができる。但し、監事会に出席し、かつ同一に開催された理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会に出席したときは、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に係わる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

(評議員会の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬額から所得税（復興特別所得税を含む）を控除した額と実費弁償費を、それぞれ支払うことができる。

2 理事長、理事及び監事が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬額から所得税（復興特別所得税を含む）を控除した額と実費弁償費をそれぞれ支払うことができる。但し、第3条但し書きに該当するときは、評議員会に係わる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときの報酬及び実費
理事長、理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬額から所得税（復興特別所得税を含む）を控除した額と実費弁償費を、それぞれ支払うことができる。但し、監事会に出席し、かつ同一に開催された理事会、評議員会

または評議員選任・解任委員会に出席したときは、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に係わる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

弁償費は、評議員選任・解任委員会運営規則第 6 条の定めにより支払うことができる。

- 2 理事長が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬額から所得税（復興特別所得税を含む）を控除した額を支払うことができる。但し、第 3 条但し書きに該当するときは、評議員選任・解任委員会に係わる報酬を支払わないものとする。

（指導検査立会いの出席報酬等）

第 7 条 外部理事及び監事が足立区及び東京都の指導検査立会いとして出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬額から所得税（復興特別所得税を含む）を控除した額と実費弁償費を、それぞれ支払うことができる。

（理事長業務報酬）

第 8 条 理事長が評議員会、理事会等会議に出席した日を除き、法人業務等のために出勤したときは、別表 2 により理事長報酬を支給する。

（支払いの方法）

第 9 条 第 3～第 8 条各号に規定する報酬、費用等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（改正）

第 10 条 本規程の改正は、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

付則 この規程は、平成 29 年 8 月 26 日より施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 16 日より施行する。ただし、第 8 条及び別表 2 の改正規定は平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

付則 この規程は、令和元年 10 月 17 日より施行する。

別表 1

役員等報酬額（日額）

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,340 円	実 費
監事会出席報酬等	5,340 円	実 費
評議会出席報酬等	5,340 円	実 費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,340 円	実 費
指導検査立会いの出席報酬等	5,340 円	実 費

別表 2

理事長業務報酬(日額)

名 称	報酬額	実費弁償費
法人及び施設業務のための出勤 (1 日 4 時間以上)	20,000 円 (月 額 上 限 を 240,000 円とする)	実 費
法人及び施設業務のための出勤 (1 日 4 時間未満)	10,000 円	実 費